

## 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	平成25年度長崎河川国道用地買収等のための不動産鑑定評価業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 長崎河川国道事務所長 長崎市宿町316-1
契約締結日	平成25年 7月31日
契約の相手方の氏名及び住所	有限会社板山不動産鑑定事務所 長崎県長崎市上戸石町2130番地52
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥2,719,500-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥2,719,500-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

## 契 約 理 由 書

1. 件 名 平成25年度長崎河川国道用地買収等のための不動産鑑定評価業務

2. 履 行 場 所 長崎河川国道事務所管内

3. 契約の相手方 名 称：(有)板山不動産鑑定事務所  
住 所：長崎県長崎市上戸石町 2130 番地 52  
電 話：095-813-8660

4. 契約適用法令

会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令102条の4第3号

5. 当該工事（業務）の目的・内容及び契約に付する理由

1) 当該工事（業務）の目的

国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準及び同訓令の運用方針に定めるところにより適正な補償を行うための基礎資料として、九州地方整備局用地事務取扱細則第9条の規定により土地の鑑定評価を得るものである。

2) 工事（業務）の内容

当該業務は、工事に必要な土地の取得価格の算定を行うにあたり、算定価格の妥当性を検証するうえでの参考資料として不動産の鑑定及びこれに付随する関係書類の作成等を行うものである。

3) 契約に付する理由

本業務は、企画競争の実施についての通達に基づき企画提案書を公募し、調査審議の結果、企画競争実施に関する提案内容における企画提案の的確性において、(有)板山不動産鑑定事務所が優位と評価、委託するにあたって最適業者と判断し、特定した。

このため、本業務は、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、(有)板山不動産鑑定事務所と契約を締結するものである。

(契約理由書作成者)

長崎河川国道事務所 用地課長